

規制改革会議 創業・IT等WG
「微量PCB汚染廃電気機器等の処理の加速化
に向けた新たな仕組みの導入」ヒアリング

平成26年3月31日

経済産業省

〔産業技術環境局環境指導室〕
〔商務流通保安グループ電力安全課〕

1. 微量PCB汚染電気機器に係る現行制度(規制)

関係法令	使用中(電気工作物の廃止前)	電気工作物の廃止後
<p>電気事業法 電気関係報告規則 (電気事業法の省令)</p> <p>電気設備に関する技術基準を定める省令</p>	<p>①PCB含有機器(0.5ppm超含有)と判明した場合、その旨届出</p> <p>※PCBが浄化された場合の手続について規定なし</p> <p>②PCB含有機器(0.5ppm超含有)の新たな施設の禁止</p>	<p>①(廃止時点)電気工作物の廃止届出</p>
<p>PCB特措法</p>		<p>①PCB廃棄物の保管、処分に関する届出</p> <p>②PCB廃棄物の期限内処分</p> <p>③PCB廃棄物の譲渡等禁止</p>
<p>廃棄物処理法</p>		<p>①PCB廃棄物の処理に当たって特別管理廃棄物として収集、運搬、処分</p> <p>②処分施設:無害化認定施設(環境大臣)又は都道府県知事許可施設</p>

2. 微量PCB汚染廃電気機器等の現状

- 微量PCB汚染廃電気機器等 (使用中の機器を含み、再生油柱上トランスを除く。)

推定: 160万台

(環境省推計)

<内訳>

- トランス、コンデンサ、その他: 約120万台
- 新油柱上トランス: 約40万台



- PCB無害化認定施設等 (環境大臣認定等)
全国7施設 (PCB無害化認定施設等16施設中、廃電気機器の処理施設)
(連続処理炉: 2施設、固定床炉: 5施設)

<処理実績>	無害化認定施設(2施設)	県知事許可施設(1施設)
平成23年度	4,564台 + 2.72t(20kg以下のコンデンサ)	56,822台
平成24年度	7,440台 + 2.99t(20kg以下のコンデンサ)	90,139台

<ストックホルム条約及びPCB特措法上のPCB処理期限>

ストックホルム条約: 2028年(平成40年)12月31日(対象: PCB濃度50ppmを超えるもの)

PCB特措法: 2027年(平成39年)3月31日(対象: PCB濃度0.5ppmを超えるもの)

3. PCB処理の課題と課題解決のためのアプローチ

<課題>

- ① 処理対象機器数に比べて、筐体・内部部材を処理できる施設の数と能力が不足
- ② 移動困難な大型機器の処理方法が未確定
- ③ 多数の微量PCB汚染電気機器が使用中(経団連推計では全汚染機器の8割)
- ④ 使用中に無害化した場合の手続きが未整備



<課題解決のためのアプローチ>

1. 廃棄段階での微量PCB汚染電気機器のPCB処理

- ① 筐体を対象とした無害化認定施設等の日本全体での能力増強(認定施設数の増加及び処理能力の増強)
- ② 大型機器処理を可能とする環境整備
- ③ その他筐体の合理的な処理策の導入

2. 使用中の電気機器のPCB処理

- 使用段階における無害化処理スキームの検討(ただし、使用中の無害化が可能な機器(トランス)が対象)

4. 使用段階における無害化処理スキームの検討

1. 使用段階における無害化処理スキームの構築に当たって必要な構成要素は以下のとおり。
 - ① 使用する技術：環境省の技術評価を終了した技術のうち、使用中機器に適用可能な技術
 - ② 処理に係る手順：環境保全と電気事業法上の安全を確保した浄化手順の明確化
 - ③ 手当てすべきルール：使用中に無害化処理した機器の電気事業法令上の取扱いの明確化及び廃棄段階での処理済機器の廃棄物処理法令上の取扱いの明確化等
2. 具体的には、環境省の技術評価を終了した技術のうち、使用中機器に適用可能な技術を先行事例としつつ、上記②及び③の要素について有識者、産業界、環境省と検討中。